

評議員・役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人創和会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員は、理事・監事・評議員・「評議員選任・解任委員」をいう。

(役員会の出席) (理事・監事・評議員・「評議員選任・解任委員」)

第3条 役員が理事会に出席したときは、無報酬とする。ただし、費用弁償分、又は旅費は報酬に含めない。

(理事の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、旅費交通費及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、旅費交通費及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、旅費交通費及び実費弁償費を支払うことができる。

(評議員の報酬・「評議員選任・解任委員」の報酬)

第6条 評議員・「評議員選任・解任委員」が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、旅費交通費及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員が、法人業務のため出張する場合は、旅費及び日当・宿泊料等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、場合によっては、この規程を適用してもよい。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より適用する
- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する